



2023年5月18日
日本眼科記者懇談会

「こども家庭庁」の創設と
こどもの目の健康について



参議院議員・医師
自見はなこ

自見はなこ 小児科専門医・認定内科医



1998年 筑波大学第三学群国際関係学類卒業。
2004年 東海大学医学部医学科卒業。
東京大学医学部附属病院、虎の門病院等で
小児科医として勤務。

2016年7月 参議院議員選挙比例区（全国区）で初当選。参議院厚生労働委員会理事、
自民党厚生労働部会副部会長などを歴任

2018年5月 超党派「成育医療等基本法成立に向けた議員連盟」
（現「成育基本法推進議員連盟」）事務局長

2019年9月 第4次安倍再改造内閣にて厚生労働大臣政務官就任
（労働・子育て支援・年金担当）

2020年1月 「新型コロナウイルス感染症厚生労働省対策推進本部」本部長代理
（～2020年9月16日）

2020年10月 参議院厚生労働委員会理事、自民党青年局長代理など

2021年2月 「Children Firstの子ども行政のあり方勉強会」発足

2021年10月 自民党女性局長

2022年7月 参議院議員選挙比例区（全国区）で2期目の当選

2022年8月 第2次岸田改造内閣にて内閣府大臣政務官就任
（拉致問題、こども政策、共生社会、女性活躍、孤独・孤立対策、少子化
対策、男女共同参画、沖縄及び北方対策、地方創生、規制改革、クール
ジャパン戦略、アイヌ施策、デジタル田園都市国家構想、行政改革担当）

2

「第11回 成育基本法推進議員連盟総会」
にて白根雅子会長が講演
(2020年10月15日・於 衆議院議員会館)



3

第1回日本臨床耳鼻咽喉科医会にて講演
(2020年 11月 8日・於 大阪国際会議場)



4

第76回 日本臨床眼科学会にて講演 (2022年10月15日・於 東京国際フォーラム)



5

本日お話しする内容

- 成育基本法の成立とその後の政策展開について
- 「こども家庭庁」の組織・スケジュール・予算
- 「こども家庭庁」のこれからの取り組み
- こどもの目の健康について

2018年5月に設立した超党派「成育基本法推進議員連盟」で事務局長を拝命

同年12月8日未明、成育基本法が参議院本会議にて全会一致で可決・成立

2021年2月9日、成育医療等基本方針が閣議決定

2021年2月未明、Children Firstのこども行政のあり方勉強会立ち上げ

2022年6月16日「こども基本法案」「こども家庭庁設置法案」成立

2023年4月より、こども家庭庁の設置が決定

6

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針 概要		
基本的方向	成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に適確に対応し、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。	
成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項		
成育過程にある者等に対し必要となる成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進	(1) 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療 ①周産期医療等の体制 ▶総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備を通じた地域の周産期医療体制の確保等 ②小児医療等の体制 ▶子どもが地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制の充実等 ③その他成育過程にある者に対する専門的医療等 ▶循環器病対策基本法等に基づく循環器病対策の推進等	
	(2) 成育過程にある者等に対する保健 ①総論 ▶妊娠前から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する地域における相談支援体制の整備の推進等 ②妊産婦等への保健施策 ▶産後ケア事業の全国展開等を通じた、成育過程にある者とその保護者等の愛着形成の促進等 ③乳幼児期における保健施策 ▶乳幼児健診等による視覚及び聴覚障害や股関節脱臼等の早期発見及び支援体制の整備等 ④学童期及び思春期における保健施策 ▶生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育の推進等 ⑤生涯にわたる保健施策 ▶医療的ケア児等について各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築等 ⑥子育てや子どもを持つ家庭への支援 ▶地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進等	
	(3) 教育及び普及啓発 ①学校教育及び生涯学習 ▶妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発の学校教育段階からの推進等 ②普及啓発 ▶「健やか親子21（第2次）」を通じた子どもの成長や発達に関する国民全体の理解を深めるための普及啓発の促進等	
	(4) 記録の収集等に関する体制等 ①予防接種、乳幼児健診、学校における健康診断に関する記録の収集、管理、活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 ▶PHR ②成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡原因に関する情報の収集、管理、活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 ▶CDR等	
	(5) 調査研究 ▶成育医療等の状況や施策の実施状況等を収集し、その結果を公表・情報発信することによる、政策対応に向けた検討等 (6) 災害時等における支援体制の整備 ▶災害時等における授乳の支援や液体ミルク等母子に必要な物資の備蓄及び活用の推進等 (7) 成育医療等の提供に関する推進体制等 ▶各種施策に関する各地域の優良事例の横展開を通じた各地域の施策の向上等	
	その他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する事項 ▶国・地方公共団体は、施策の進捗状況や実施体制等を客観的に評価し、必要を見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく取組の適切な実施等	
	7	

成育基本法による個別政策展開の例①

自見はなごの実績

100人に2人 ストップ弱視見逃し!

子ども達の健やかな眼の成長のために
弱視を早期発見・治療へ!

どうして取り組んだの？

- ✔3歳児健診で、多くの弱視が見逃されてきた
- ✔視力検査だけでは発見できない
- ✔3歳で発見・治療すれば、就学時までに視力1.0にできる
- ✔6歳～8歳までに弱視治療完了を目指したい
- ✔自治体間で検査精度に大きな偏り

弱視とは 眼鏡やコンタクトレンズで矯正しても視力1.0が見えない病気

Action! アクション!

- 成育医療連携（超党派、自見はなごが事務局長）と日本眼科医会が屈折検査機器（1台100万円以上）導入への補助を厚労大臣に要望!
- 日本眼科医会が「3歳児健診視覚検査マニュアル」作成!

実現

弱視見逃し防止、自治体間の精度格差の是正

2022年4月から、自治体の屈折検査機器導入への補助導入!

さらに… 国家資格「視能訓練士」（国内3万人）に活躍していただき、弱視見逃しを克服したい。

成育基本法による個別政策展開の例②

自見はなごの実績  **側弯症の** 100人に2人

思春期の女の子に多い **側弯症の早期発見と支援を強化!**

なぜ取り組んだの?

- ✔ 学校医の視触診等では見逃しが大変多い
- ✔ 悪化してから診断の場合、手術を回避できないことも
- ✔ 検査機器を用いると、早期発見がより正確に可能

側弯症とは、背骨が横方向に曲がりねじれる病気。進行するとストレス、腰痛、背中痛、呼吸障害等を伴う。

Action! アクション!

2020年12月、現状に詳しい側弯症学会や整形外科学会等の皆様とともに「成育基本方針」に対応を盛り込むよう、文科省に要望!

実現

- 2021年2月閣議決定の「成育基本方針」に、「学校健診での早期発見・支援につなげる環境整備」が明記!
- 2022年度予算に、検査機器を用いた検診の仕組みの調査・実証研究費が計上!  学校健診での確実な早期発見に一步近づく!

9

成育基本法による個別政策展開の例③

自見はなごの実績  **先天性難聴赤ちゃんの** 1000人に1人の **早期発見・療育のために**

なぜ取り組んだの?

- ✔ 多くの難聴児が早期発見・介入・療育開始の機会を逃している
- ✔ 新生児聴覚検査に公費負担する自治体はたった22.6%
- ✔ 人工内耳などの適切な治療で、音声言語獲得の可能性がある
- ✔ 手話教育など、その子に必要なコミュニケーションの獲得が大事
- ✔ 先天性難聴の赤ちゃんの10人中9人は聴こえる親から生まれるため、親が本当にびっくり、不安の中に

A-ABR  **生後5日目に検査可能**

Action! アクション!

- 2019年4月「難聴対策議員連盟」事務局長に就任し、厚労大臣、文科大臣への要望を提出!
- 議員総会を、1年間で12回のハイペースで実施!

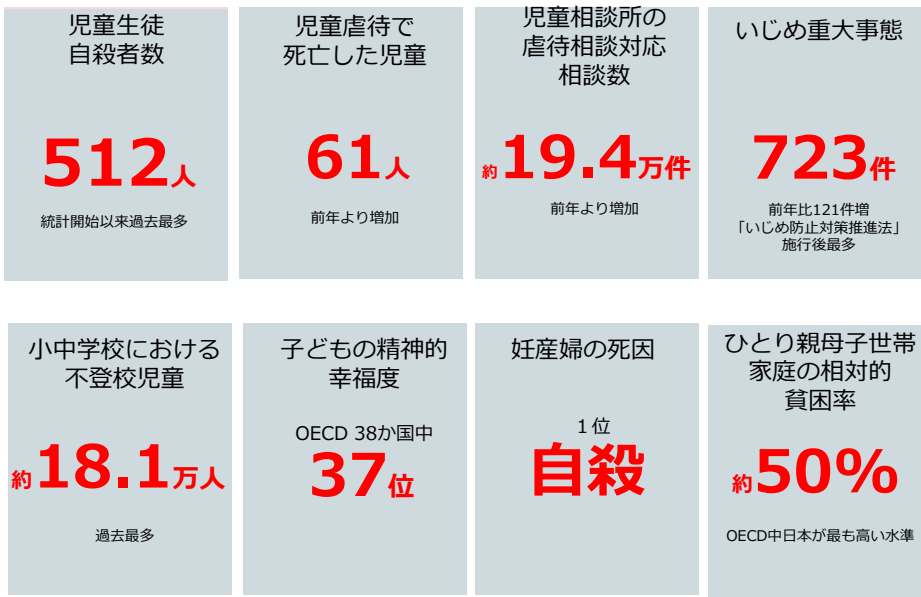
実現

2020年度予算から、先天性難聴児の検査・支援の予算が **4900万円から6億円 12倍に**

- 早期発見のためのA-ABR買替え費用を支援!
- 都道府県連絡協議会設置!
- ろう学校での幼児教育の充実!
- 2022年度診療報酬改定で、高度難聴指導管理料の要件を拡充!

10

命に関わる課題も深刻な状況



11

日本視能訓練士協会 富士登謙司 九州ブロック長 とも意見交換



12



こども家庭庁の概要

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織として、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設
- ◆ 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制として、移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携

強い司令塔機能

- ◆ 総理直属の機関として、内閣府の外局とし、一元的に企画・立案・総合調整(内閣補助事務)
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有する大臣を必置化
- ◆ 総理を長とする関係会議を一体的に運営、大綱を一体的に作成・推進

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの福祉・保健等を目的とするものは移管
- ◆ 内閣府の子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務や子ども・子育て本部が所掌する事務、文部科学省の災害共済給付に関する事務、厚生労働省の子ども家庭局が所掌する事務や障害児支援に関する事務などを移管
- ◆ こどもの福祉・保健等とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整

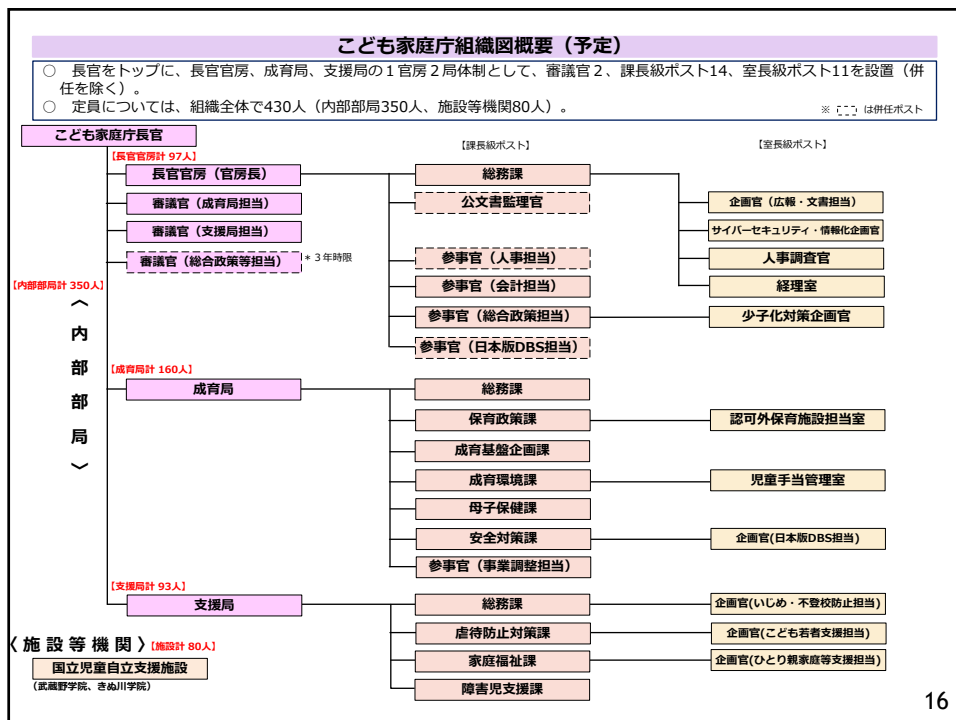
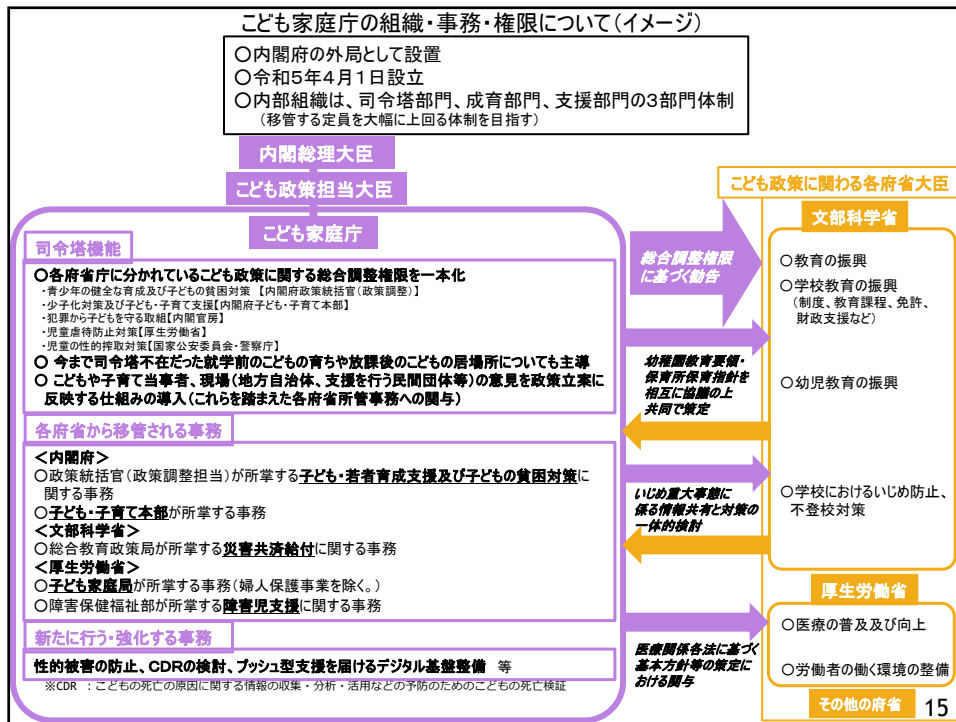
新規の政策課題や陳情事案への対応

- ◆ 各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む

体制と主な事務

企画立案・総合調整部門	成育部門	支援部門
<ul style="list-style-type: none"> ➢ こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整 ➢ 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等 ➢ データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等 ➢ 就学前の全てのこどもの育ちの保障(幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定(共同告示) など) ➢ 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり ➢ こどもの安全 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援 ➢ 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援 ➢ こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援 ➢ 障害児支援 ➢ いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

施行期日 ◆ 令和5年4月1日



こども基本法の概要	
<p>目的</p> <p>日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。</p>	
<p>基本理念</p> <p>① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保 ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備</p>	
<p>責務等</p> <p>○ 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力</p>	<p>こども政策推進会議</p> <p>○ こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置</p> <p>① 大綱の案を作成 ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進 ③ 関係行政機関相互の調整 等</p> <p>○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる</p>
<p>白書・大綱</p> <p>○ 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定 （※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）</p>	<p>附則</p> <p>施行期日：令和5年4月1日 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討¹⁷</p>
<p>基本的施策</p> <p>○ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映 ○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備 ○ 関係者相互の有機的な連携の確保 ○ この法律・児童の権利に関する条約の周知 ○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等</p>	

こども基本法の概要（地方公共団体関係部分）	
<p>施行日：令和5年4月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある 	
<p>【第5条】 地方公共団体の責務</p> <p>➢ 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する</p>	
<p>【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）</p> <p>➢ 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）</p> <p>➢ 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能 ※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等</p>	
<p>【第11条】 こども等の意見の反映</p> <p>➢ 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）を講ずるものとする</p> <p>※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される</p> <p>➢ 具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を表現する観点から、施策への反映について判断</p> <p>➢ 聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい</p>	
<p>【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）</p> <p>➢ 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする</p>	
<p>18</p>	

子どもまんなか社会の実現に向けて 全国の地方自治体首長の皆様へ（野田大臣メッセージ）

平素より子ども政策の推進に御尽力いただき、深く感謝申し上げます。

子どもや若者に関する施策については、これまで様々な取り組みしてきましたが、一定の成果はありつつも、少子化、人口減少に歯止めがかからない状況です。また、児童虐待や不登校、子どもの自殺等、子どもを取り巻く状況は深刻になっており、さらにコロナ禍が子どもや若者、家庭に負の影響を与えていると考えられます。

私は子ども政策担当大臣として、子どもをめぐる様々な課題に適切に対応するために、常に子どもの視点に立ち、その最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えた「子どもまんなか社会」を実現することが必要であると考え、日々取り組んでおります。

6月15日に「子ども家庭庁設置法」、「子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」及び「子ども基本法」が成立し、本日公布されました。

子ども基本法で示された子ども政策の基本理念等に基づき、子ども政策を強力に推進していくための新たな司令塔として、令和5年4月1日に子ども家庭庁を創設し、子どもを誰一人取り残すことなく、その健やかな成長を支援していきます。

改めて申し上げるまでもなく、子ども政策の推進は国だけでできるものではありません。子ども政策の具体的実施を担っていただいているのは地方自治体であり、国と地方自治体の連携が必要不可欠です。

地方自治体では、日々子ども、若者、子育ての当事者や支援者の声を聴き、支援の重要な担い手であるNPO等をはじめとする様々な民間団体等と連携・協働する中で、現場のニーズを踏まえた新たな取組が生まれており、それらは地方創生にも資する取組です。国は、基本となる子ども政策の理念、方向性を明確に打ち出すとともに、こうした地方自治体の先進的な取組の共有を図り、横展開を進め、必要に応じて制度化していくことが求められていると考えます。

私は、子ども政策の推進については、国と地方自治体が車の両輪となり、現状と課題を共有し、それぞれの役割を十全に果たしていく必要があると思います。

こうした連携・協働の基盤を構築するために、今後、今まで以上に地方自治体の皆様の御意見を伺い、対話を重ねながら、国、地方自治体の双方の情報発信と共有、人事の交流、定期的な協議の場等の実現について具体的に検討してまいります。

また、各自治体における子ども政策担当部局の組織・体制については、それぞれの地域の実情等に応じて各自治体で検討・整備していただくのですが、子ども政策に関わる部局間の連携、とりわけ首長部局と教育委員会の連携は今後ますます重要になってくると考えています。今後、子ども家庭庁においては、こうした連携の先進事例等も発信・共有してまいりますので、是非御活用ください。

今後も検討の進捗等に応じて、随時、子ども家庭庁や子ども政策に関して地方自治体の皆様との情報共有に努め、国民の皆様には適時適切な情報の発信に努めてまいります。

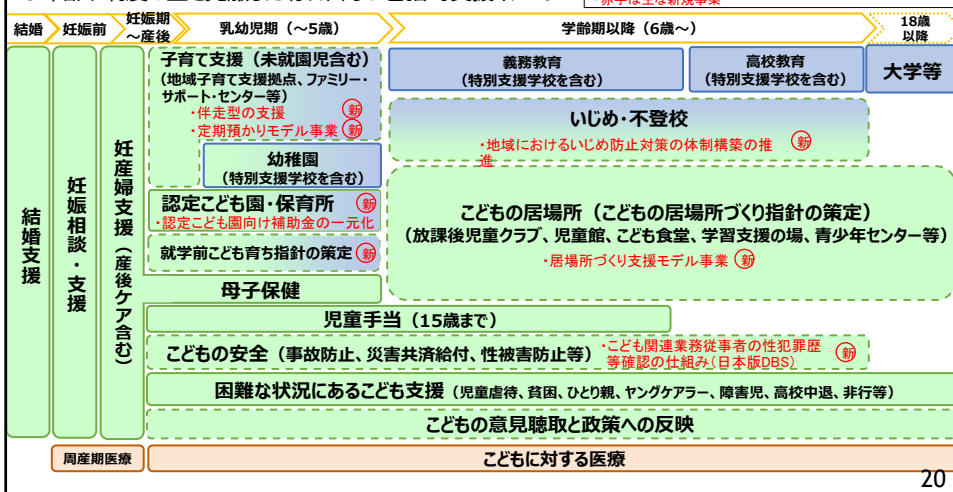
地方自治体の首長の皆様におかれましては、「子ども家庭庁設置法」、「子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」及び「子ども基本法」の公布を一つの重要な契機として、引き続き子ども政策の推進に格段の御高配をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

子ども家庭庁関連予算の基本姿勢

- 子ども家庭庁関連予算の要求・編成に当たっては、以下の5つの基本姿勢を踏まえ行っていく。
1. 子ども政策は国の未来への投資であり、子どもへの投資の最重要の柱である。その実現のためには将来世代につけをまわさないように、安定財源を確実に確保する。
 2. 単年度だけではなく、複数年度で戦略的に考えていく。
 3. 子どもの視点に立ち施策を立案し、国民に分かりやすい目標を設定して進める。
 4. 子ども家庭庁の初年度にふさわしく、制度や組織による縦割りの狭間に陥っていた問題に横断的に取り組む。
 5. 支援を求めている子どもの声を聴き、支援を求めている者にしっかりと届ける。

〇年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援イメージ

・**赤**は、子ども家庭庁準備室として新たに取り組むもの
 ・**赤字**は主な新規事業



出産・子育て応援交付金

令和4年度第2次補正予算：1,267億円、令和5年度予算案：370億円

1. 事業の目的

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤独感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

2. 事業の内容

○ 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

※ 継続的に実施

妊娠期 (妊娠9~10週前後) **面談** (※1)

妊娠期 (妊娠22~34週前後) **面談** (※2)

産後 **面談** (※3)

産後の育児期

【実施主体】子育て世代包括支援センター(市町村)
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託も可)

【実施内容】

- (※1) 子育てガイドを一緒に確認。出産までの見通しを寄り添って立てる等
- (※2) 夫の育児取得の推奨、両親学級等の紹介、産後サービス利用を一緒に検討・提案等
- (※3) 子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作りの場の紹介、産後ケア等サービス、育児給付や保育園入園手続きの紹介等

※2~4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

伴走型相談支援

※ 経済的支援の実施方法：出産育児関連用品の購入への費用助成、サービス等の利用負担軽減等
※ 電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効果的な実施方法を検討

・ ニーズに応じた支援(両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等)
・ 妊娠届出時(5万円相当)・出生届出時(5万円相当)の経済的支援

※ 経済的支援の対象者：令和4年4月以降の出生 ⇒ 10万円相当

3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4. 補助率

令和4年度第2次補正予算 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10
令和5年度当初予算(案)
○ 伴走型相談支援：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
○ 経済的支援：国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※クーポン発行等に係る委託経費は国10/10

21

伴走型相談支援の面談実施イメージ(全体像)

○ 孤独感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭が少なくない状況に鑑み、**全ての妊婦や子育て家庭を対象**

○ 出産・育児の見通しを立てるための面談は**①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間**で実施

○ 面談の**対象者は、妊婦・産婦(夫・パートナー・同居家族も一緒に)に面談することを推奨**

妊娠期の夫婦

① 初めて妊娠した妊婦

「出産までの過ごし方がわからない…」

妊娠届出面談

② 妊娠8か月頃の妊婦と育児取得に悩む夫

「そろそろ出産間近だ。子育てできるかな。出産後に必要な手続きがわからない…」

「育児を取って、赤ちゃんの身の回りの世話や家事がうまくできるだろうか…」

妊娠8か月面談

産後の夫婦

③ 出産直後の夫婦と育児取得中の夫婦

「育児の悩みの共有、情報交換が気軽にできる仲間がほしい…」

「夜泣きがひどくて眠れず、育児疲れが…」

「保育園入園手続きは…」

出生届出面談

乳児家庭全戸訪問

伴走型相談支援

子育てガイドを一緒に確認、**出産までの見通しを寄り添って立てる**

子育てガイドを基に、**出産時、産後の支援・手続きを一緒に確認。産前・産後サービス利用を一緒に検討・提案**

夫の育児休業取得の推奨、赤ちゃんを迎える心構え、育児を学ぶ両親学級・育児体験教室等を紹介

ピアである先輩家庭と出会う機会、父親交流会など、他の親との世間話、情報交換、悩みを共有できる仲間作りの機会の紹介

産後ケア等のサービス紹介、育児給付や保育園の入園手続き、求職相談窓口の紹介

妊娠期・子育て期の支援サービス

産科医療機関
妊婦健診 など

市区町村、地域子育て支援拠点
市役所
両親学級 育児体験、出産前教室、出産前夫婦の集い

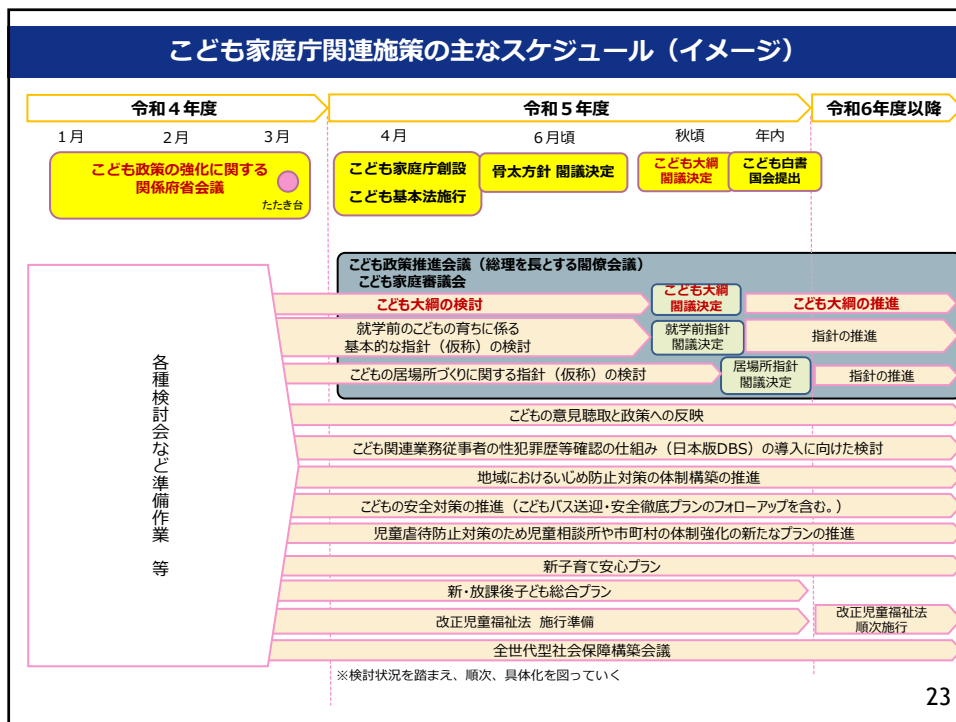
子育てサークル、父親交流会 など

産科・小児医療機関、訪問家事支援事業者、保育園・幼稚園 など

産後ケア(産後・産前・アフターケア) 産婦健診・乳幼児健診 予防接種 訪問家事支援 入園手続き など

いつでもかかりつけの相談機関となつたり、身近で相談できる安心感・「孤育て化」の防止

22



「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会 報告 ～基本的な指針（仮称）の策定に向けた論点整理～（概要）

こどもの誕生前から幼児期までの育ちの環境は多様であるが、こどもの生涯にわたる幸福（Well-being）の基礎を培い、**人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。**

だからこそ、指針を、**子どもと日常的には関わる機会がない人も含むすべての人と共有し**、子ども本人と社会全体の双方にとって重要なこどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく保障することで、すべての人の利益につなげていく。

指針の目的

子ども基本法の目的・理念に則り、こどもの**心身の状況、置かれている環境等にかかわらず**、こどもの誕生前から幼児期までを**切れ目なく**、**こどもの心身の健やかな育ちを保障し、こどもの育ちを支える社会（環境）を構築するために**、すべての人で共有したい基本的な考え方で、その取組の指針を示すことで、子ども基本法の目指す、**次代の社会を担うすべての子どもが、その権利が守られ、将来にわたって幸福（Well-being）な生活を送ることができる社会の実現を目的とする。**

すべての人で共有したい理念

すべての子どもが一人一人個人として、その多様性が尊重され、差別されず、権利が保障されている

すべての子どもが、生まれながらに権利を持っている存在として、いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けることがなく、一人一人の多様性が尊重されている。

こどもの声（思いや願い）が聴かれ、受け止められ、主体性が大事にされている

乳幼児期のこどもの意思は多様な形で表れる。こどもの年齢及び発達程度に応じて、言葉だけでなく、様々な形でこどもが発する声が聴かれ、思いや願いが受け止められ、その主体性が大事にされ、こどもの今と未来を見据え「子どもにとって最も善いことは何か」が考慮されている。

すべての子どもが安心・安全に生きることができ、育ちの質が保障されている

どんな環境に生まれ育っても、心身・社会的にどんな状況であっても、すべてのこどもの生命・栄養状態を含む健康・衣食住が守られ、子ども同士つながり合う中で、ひとしく健やかに育ち・育ち合い、学ぶ機会とそれらの質が保障されている。

子育てをする人がこどもの成長の喜びを実感でき、それを支える社会もこどもの誕生、成長と一緒に喜び合える

身近な保護者・養育者が安心と喜びを感じて子育てし、子ども同士つながり合うことが、こどものより良い育ちにとって重要。保護者・養育者が、子育ての様々な状況を社会と安心して共有でき、社会に十分支えられているからこそ、こどもの誕生、成長の喜びを保護者・養育者が実感でき、社会もそれを一緒に喜び合える。

24

乳幼児期の子どもは



安心したい
身近な人にくっついて、繰り返し抱っこを求めたり、触れ合うことで安心できる。



満たされたい
「食べたい」「寝たい」「かまってほしい」「愛されたい」などの思いや欲求を、自分のペースやリズムに合わせて満たしてもらうことで、心地よい生活のリズムが出来る。

関わってみたい
子ども同士や関わりの中で、様々な感情を経験しながら、人との関わり方が培われる。
多様な人や社会(環境)と関わることで、それぞれの違いや個性があらわること気づく。



遊びたい
身近な環境の中、自分の興味の赴くまま夢中になって遊ぶ。
自然に触れて、体験して、絵本や地域行事などの文化に触れて感性を育んだり、食事を楽しむことなども含むあらゆる遊びを通して様々なことを学んだりしながら育つ。

認められたい
周囲の人にありのままを受け止められ、自分の存在、意思、ペースを認めてもらうことで、自分に自信がつく。この経験から、他者への理解や優しさにつながる。

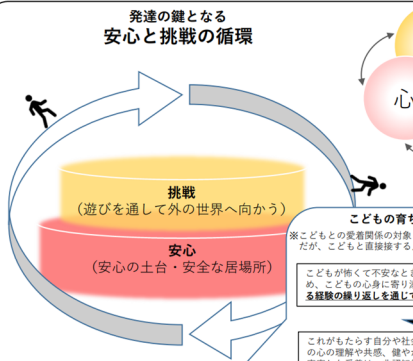
乳幼児期の子どもの育ちは、心身の発達を回りつつ生涯にわたる人格形成の基礎である。

25

子どもの誕生前から幼児期までの「子どもの育ちの基本的な考え方」

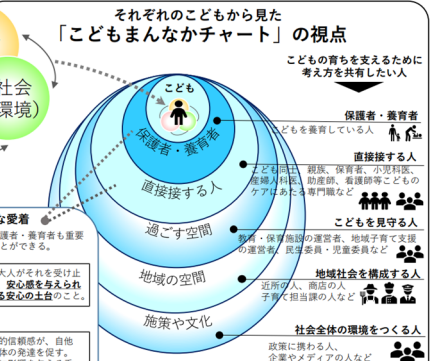
子どもの育ちに係る他の指針等とあわせて、すべての子どもに、身体、心、社会(環境)のすべての面での育ちを一体として保障するために育ちの時期を問わずすべての人と共有したい基本的な考え方

発達の鍵となる 安心と挑戦の循環



子どもの育ちに必要な愛着
※子どもの愛着関係の対象として、保護者・養育者も重要だが、子どもと直接接する人も働くことができる。
子どもが怖くて不安なときに身近な大人がそれを受け止め、子どもの心身に寄り添うことで、安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台のこと。
これがもたらす自分や社会への基本的信頼感が、自他の心の理解や共感、健やかな脳や身体の発達を促す。安定した愛着は、非認知能力の育ちに影響を与える重要な要素でもあり、生きる力につながっていく。

それぞれの子どもから見た「子どもまんなかチャート」の視点



子どもの育ちを変えるために考え方を共有したい人

- 保護者・養育者 (子どもを養育している人)
- 直接接する人 (子ども同士、親族、保育者、小児科医、療育士、助産師、看護師等)
- 子どもを見守る人 (警察、保健施設の運営者、地域子育て支援の運営者、民生委員・児童委員など)
- 地域社会を構成する人 (近所の人、商店の人、子育て担当の人など)
- 社会全体の環境をつくる人 (政策に携わる人、企業やメディアの人など)

※空間には、3施設や子育て支援の施設のみならず、公園や自然環境、デジタル空間含む

- これまで、乳幼児期の愛着(アタッチメント)の正しい理解やその育ちのプロセスにおける重要性に関し、すべての人と分かりやすく共有できていなかった。
- 乳幼児期に安心と挑戦の循環を保障するための考え方を、すべての人と分かりやすく共有することで、すべての人の関わりが、より良い子どもの育ちへつながり、子どもの発達を保障していく。
- これまで、子どもを真ん中に考えたときに、直接的、間接的あるいはその両方で、子どもの誕生前から幼児期まで、すべての人が具体的などのような立ち位置で、子どもを支える当事者となりうるのかが見える化できていなかった。
- 「子どもまんなか」視点で共有したいことを分かりやすく整理することで、すべての人が当事者となり、「子どもまんなか」という一貫した考え方の下で子どもの育ちを保障していく。

26

「誰に何を共有したいか」の整理の方向性について

【指針の具体的事項の整理方針】
 ことごととどんな時期に何が大切なのかを考えやすくする観点から、
 ① 妊娠期
 ② 乳児期
 ③ 概ね1歳～3歳
 ④ 概ね3歳～幼児期の終わり

ごとにわけて整理し、このような整理の中で生まれる前から幼児期の終わりまでの過程を通じて切れ目なくこどもの育ちを保障するための具体的な考え方を学童期、思春期、青年期、こどもと日常的には関わる機会がない人含む社会全体すべての人で共有。あわせてこれらが小学生以降の育ちにどのようにつながっていくのかの考え方も共有。

このような整理の中で、

- 身体・心・社会（環境）の視点を共有
- 安心と挑戦の循環（愛着）による育ちのプロセスを共有
- 「こどもまんなかチャート」を参考に（保護者・養育者／直接接する人／こどもを見守る人／地域社会を構成する人／社会全体の環境をつくる人など）誰に何を共有したいか」を整理した、具体的事項を示す。

指針の考え方の実現に向けた政策課題への対応

⇒こども大綱等と十分に連携を図りつつ、「基本的な指針の考え方の実現に向けた政策課題として懇談会の議論の中で出された主な意見」も参考に更なる検討を進める。

27

こども家庭庁が取り組む地域におけるいじめ防止対策の推進

いじめを政府全体の問題として捉え直し、「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」（令和4年11月設置）の下、関係府省間の連携を強化。こども家庭庁は新たに学校外からのいじめ防止対策に取り組み、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進。

いじめの相談・通報
 R3いじめ認知：約62万件
 R3重大事態認定：705件

学校・教育委員会の取組
 学校がいじめ対策組織
 ・防止対策、発生時の対応
 ・教職員、心理・福祉等の専門家で作成
 教育委員会
 ・学校がいじめ対策組織の支援、指導助言
 ・必要に応じていじめ事案の追加調査
 重大事態への対処
 ・事実関係明確化の調査 など

首長部局の取組（例）
 初期段階からの関与
 ・いじめの初期段階からケースワーカーや弁護士等の専門家が積極的に対応
 第三者性を確保した調査
 ※重大事態調査とは異なる
 ・第三者性を確保しつつ、いじめ事案を調査し、速やかに課題を把握し、解決を目指す
 解消に向けた関与
 ・医療・福祉関係部局等が連携し、必要な支援を検討
 ・解消に向けて関与が必要な機関へ接続

こども家庭庁
 （新たに首長部局の取組を支援）

学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証
 【都道府県・市区町村に委託】
 R5当初予算案：197百万円
 首長部局が、学校・教育委員会の対応のほか、専門家の活用等により、いじめの相談から解決まで取り組む手法等を開発・実証。汎用的なモデル化を図り、成果を全国展開。
 【開発・実証のイメージ】
 ・相談対応のみならず、首長部局がいじめ解消まで関与する取組
 ・関係部局・関係機関との連携体制を構築 など

いじめ調査アドバイザーの任命・活用【国】
 R5当初予算案：3.5百万円
 重大事態調査を立ち上げる自治体に対し、第三者性確保等に関して、学識経験者等の専門家が助言等

【いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議】（令和4年11月設置）
 ※こども家庭庁設立準備室と文部科学省が共同議長
 警察連携の徹底など関係機関との連携強化、重大事態の迅速な処理に向けた検討や調査に関する助言方法、いじめ対応における「第三者性確保」の方策、学校外からのいじめ防止対策アプローチの確立方策等について、優先順位をつけて検討・周知等を行う。

28

不登校児童生徒への支援について

◆ 不登校の現状

- 小・中学校の不登校児童生徒数は9年連続で増加しており、令和3年度は過去最多の約24.9万人となっており、深刻な状況。そのうち、学校内外で相談・指導等を受けていない児童生徒のうち90日以上欠席している者が約4.6万人。
- 小・中・高等学校における、不登校児童生徒数は、小学校81,498人(77人に1人)、中学校163,442人(20人に1人)、高等学校50,985人(59人に1人)となっており、合計で、295,925人(前年度239,178人)。

不登校児童生徒数の推移

◆ 不登校児童生徒への主な支援

文部科学省 個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、多様な支援を実施することで、誰一人取り残さず学びを保障する

不登校増加要因の詳細分析
文部科学省設置の「不登校に関する調査研究協力者会議」において不登校が増している要因についての深掘り分析を実施し、対策を検討

教育支援センター(適応指導教室)の設置の推進
不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・支援を担う「教育支援センター(適応指導教室)」の設置を推進 (R3:1,634施設(R2:1,579施設))

不登校特別校の設置の促進
不登校児童生徒を対象とした、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる学校(不登校特別校)を各都道府県に少なくとも1校以上早期に設置されるように推進 (R4開校数21校)

不登校児童生徒に対する支援推進事業
不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備や学校以外の場における不登校児童生徒の支援を推進

オンラインも活用した教育相談体制の充実
不登校を含め様々な課題を抱える児童生徒への相談体制の強化に向け、従来のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる対面での支援に加え、オンライン等を活用したアウトリーチ型の相談体制の構築を推進

指導要録上の出席扱いについての措置等
不登校児童生徒が教育支援センター(適応指導教室)や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合や、自宅においてIoT等を活用して行った学習活動について、一定の要件を満たすときは指導要録上「出席扱い」にできる。また、指導要録上「出席扱い」となった児童生徒を対象に、通学定期乗車券制度(いわゆる「学割」)を適用

教育機会確保法の下で、「学び」と「育ち」の双方の観点からの支援を推進

こども家庭庁 全てのこどもへの居場所づくり等のなかで、不登校のこどもへの居場所の確保や、アウトリーチのききかけをつくる

多様な居場所づくりの推進
NPO等とも連携し、こどもたちの様々な居場所づくりを推進し、不登校のこどもも含む全てのこどもの育ちを保障することで、セーフティネットの確保や、必要に応じて教育委員会等と連携してアウトリーチへつなげる

潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデータ連携の推進
潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるための情報・データ連携に係る実証事業を実施

DXで「こどもまんなか」プロジェクト 将来的に目指していくイメージ 「デジタル技術で、子育てをもっと楽しく・安心・べんりに」

1. 大変な行政手続なども…

児童手当などの情報
子育てに必要な行政手続き、予防接種、健診などの情報、子育てセミナーの開催案内がプッシュ型で届く。 **便利!**

子育てセミナーもオンラインで視聴可能に **便利!**

申請はオンラインで完結! **便利!**

※住所などの基本情報は入力済み。必要な情報のみを入力すればOK。

※ 必要な手続きが適時にわかり、スケジュール管理の手間、申請漏れがなくなる。
※ 乳幼児を抱えながら市役所に行かなくて申請でき、子育てセミナーの参加も容易に。

2. 保育サービス等を利用する場合も…

産後ケア、一時預かり、病児保育など
利用情報 空き情報 **便利!**

居住地の保育サービス等の種類・事業所情報がいつでも簡単に検索できる。 **便利!**

申請はオンラインで完結! **便利!**

※ 急遽必要となる一時預かりや病児保育等も、アプリで空き情報を確認し、申請も完結。

3. 妊娠・出産の不安、子育てに悩んでも…

妊娠・出産に関わる情報や、乳幼児への接し方・事故防止などの情報が子育てアプリを通じていつでも入手できる。 **安心!**

誰に相談したら良いのか… **安心!**

妊娠・出産、子育て等の不安や悩みをいつでもSNSで相談できる。 **安心!**

チャットボット等

※ 子育て関連イベントなどの情報についても発信。
※ チャットボット等を活用して、不安や悩みへの正しい情報提供を可能にしつつ、案件によっては、助産師や保健師の直接面談を案内する。

4. 経済的な支援も…

こどもの月齢・年齢に応じ、子育ての役に立つ情報や商品の活用方法などをプッシュ型でお知らせ

妊婦届出時 5万円相当 出生届時 5万円相当 **便利!**

子育て関連の品物・サービスが電子カタログに掲載。 **便利!**

*必要な支援を様式で案内。 **便利!**

申請はオンラインで、品物・サービスを選択する。

2023年1月4日年頭記者会見

「異次元の少子化対策に挑戦する」
「6月の骨太方針までに将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示していきます」



- 3つの指示
- 経済対策
 - 子育て支援の充実
 - 就労環境整備

31

自民党の

『「こども・若者」輝く未来創造本部』に出席



※写真は「こども・若者」輝く未来創造本部の役職

▲2023年3月27日・於 党本部

自民党「こども・若者」輝く未来創造本部は3月27日、茂木敏充 本部長、萩生田光一 本部長代行出席のもと、議論を重ねたものを論点整理案として取りまとめた。



- ◀小倉将信こども担当大臣に「論点整理」を手交する
- ・木原 稔 「こども・若者」輝く未来実現会議座長
 - ・橋本 岳 「こども・若者」輝く未来創造本事務総長
 - ・田野瀬 太道 「こども・若者」輝く未来実現会議事務局長

▲「こども・若者」輝く未来創造本部は『「次元の異なる少子化対策」への挑戦に向けて（論点整理）』を取りまとめ2023年3月29日、小倉将信こども政策担当大臣に提出した。

32

いよいよ「こども家庭庁」が発足



こどもまんなか
こども家庭庁

▲こども家庭庁の受付に設置されている看板

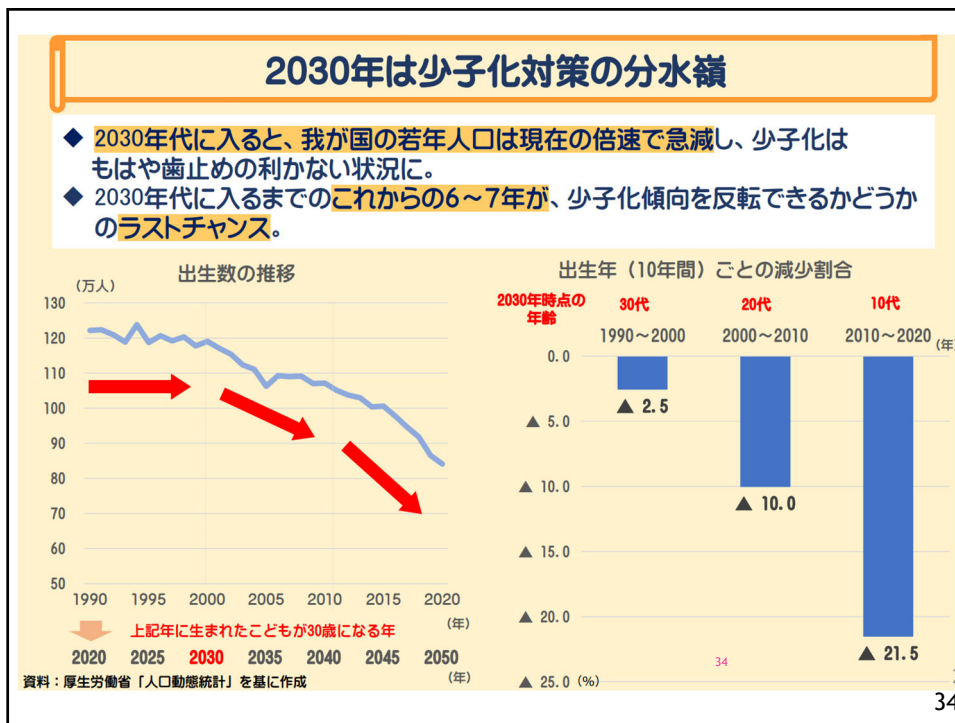
◀2023年4月3日
「こども家庭庁」発足式
岸田文雄総理ご臨席のもと
こどもたち、小倉将信大臣と
一緒に看板作成



2023年4月3日 ▶
「こども家庭庁」発足式にて。
岸田文雄総理、小倉将信大臣
和田義明副大臣らと参加

◀こども家庭庁が設置された
霞が関ビルディング

33



少子化対策の基本スタンス

1 結婚や子どもを産み、育てることに対する多様な価値観・考え方を尊重しつつ、若い世代が希望通り結婚し、希望する誰もが子どもを産み、育てることができるようにすること、すなわち、個人の幸福追求を支援することで、結果として少子化のトレンドを反転させること。

2 少子化・人口減少のトレンドを反転させることは、経済活動の活性化、社会保障機能の安定化、労働供給や地域・社会の担い手の増加など、我が国の社会全体にも寄与。「未来への投資」として子ども・子育て政策を強化するとともに、社会全体で子ども・子育てを支えていくという意識を醸成していく必要。

3
35

子ども・子育て政策の基本理念

1 若い世代の所得を増やす
賃上げ、
雇用のセーフティネット構築 など

2 社会全体の構造・意識を変える
「共働き・共育ての推進」、
「子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」

3 全ての子育て世帯を切れ目なく支援する
「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」
「全ての子ども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充」



36

こども・子育て支援加速化プラン(今後3年間)
～何が従来とは次元が異なるのか～

- 1 **「制度のかつてない大幅な拡充」**
例) 児童手当: 所得制限撤廃、高校卒業まで延長、手当額の拡充
男女で育休取得した場合、一定期間、育休給付を手取り100%に
- 2 **「長年の課題を解決」**
例) 75年ぶりとなる保育士の配置基準の改善
こども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整廃止
- 3 **「時代に合わせて発想を転換」**
例) 共働き・子育ての推進(固定的な性別役割分担意識からの脱却)
就労要件をなくし、こども誰でも通園制度(仮称)を創設
- 4 **「新しい取組に着手」**
例) 伴走型相談支援の制度化、出産費用の保険適用を含めた在り方の検討
学校給食費の無償化に向けた課題の整理
授業料後払い制度(仮称)の創設
- 5 **「地域・社会全体で「こどもまんなか」を実現」**
例) こども家庭庁の下で「国民運動」を夏頃を目途にスタート³⁷
育休や柔軟な働き方推進のための職場環境づくり(応援手当など)

37

こども・子育て支援加速化プラン(今後3年間)
2 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充
主なポイント


- ✓ 幼児教育・保育の質の向上
～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～
- ✓ こども誰でも通園制度(仮称)の創設
～就労要件を問わず、
全ての子育て家庭が保育所を利用できるように～
- ✓ 病児保育、学童、社会的養護、ヤングケアラー、
障害児、医療的ケア児、ひとり親家庭などの支援体制強化

38

こども・子育て政策が目指す将来像とPDCAの推進 ～今後3年間の集中取組期間の検証、施策の適切な見直し～

- ◆ 「加速化プラン」の実施状況や取組の効果等を検証しつつ、施策の適切な見直しを行い、PDCAを推進。
- ◆ PDCAの際のよりどころとなる「こどもと向き合う喜びを最大限に感じるための4原則」。

- 1 こどもを産み、育てることを経済的理由であきらめない
- 2 身近な場所でサポートを受けながらこどもを育てることができる
- 3 どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持てる
- 4 こどもを育てながら人生の幅を狭めず、夢を追いかけられる



39

政府の「こども未来戦略会議」がスタート

～岸田総理大臣を議長に、具体策や財源の議論が開始されました～

第1回 こども未来戦略会議 (2023年 4月7日・於 総理大臣官邸)




第2回 こども未来戦略会議 (2023年 4月27日・於 総理大臣官邸)




40

国が外あそびを推奨しているまたは、義務付けている海外事例①

【台湾】

1980年代から教育省、健康省の主導で開始した、「台湾学生視力ケアプログラム (Taiwan Student Vision Care Program TAVCP)」において、2010年教育省スポーツ庁が、1日2時間以上の外あそびの推奨を TSVCP に組み込んだ Tien Tien 120 Outdoor Program を実施。2013年、スポーツ庁長官は、体育の時間を活用した1日2時間の外あそびが、近視の新たな発症を半分に抑えるという調査結果を発表した。

【中国】

2019年、北京は、2030年までに6歳以下/小学生/中学生/高校生の子どもの近視を、それぞれ3%/38%/60%/70%以下に抑える等、子どもの近視予防のための新目標を設定し、10の具体的な施策として下記を策定した。電子機器を使った授業時間の制限、小学生には書き物の宿題を課さない、小学校入学前の子供の電子機器の使用時間制限(1時間以内)、8歳以下の子供はテレビゲーム禁止、小学生は一日1時間・幼稚園児は2時間以上の外あそびをさせる、目に良い栄養のある食事、一定以上の睡眠時間の確保など。

【シンガポール】

2001年に、国を挙げた「国家近視予防プログラム」がスタート。生徒、保護者、教師を対象とする啓発活動や学校での定期的な視力検査を実施。それまで主流であった目を酷使する精密作業の制限に代わり、子どもの外あそびを推奨し、デバイス使用の削減を推奨。プログラム実施の結果、小学生の近視の割合は、2004年の37.7%から2015年31.6%に減少した。

【オーストラリア】

政府・医療関係者・NGO等のパートナーシップの下で目の健康を推進するため「National framework for action to promote eye health and prevent avoidable blindness and vision loss (目の健康を促進し予防可能な失明を避けるための国家的枠組み)」を採択。目の健康および生活習慣に関する広報活動、子供の視力検査、遠隔地・貧困層でも治療が受けられるシステムの確立、研究・調査の促進などを定める。また、政府保健省は、乳児(12か月未満)はデバイスの視聴を避け、12~24か月の乳児、幼児は1時間未満、学齢期の青少年は2時間未満(エンターテインメント番組)を推奨。

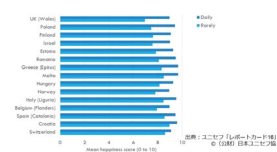
【ニュージーランド】

保健省は、乳児はデバイスの視聴を避け、幼児は1時間未満、学齢期の青少年は2時間未満(レジャー活動として)推奨。CSEP(カナダ)のガイドラインを採用。

【ドイツ】

連邦保健省は、乳児はデバイスの視聴を避け、幼児は30分、学齢期の青少年は1時間(小学生)2時間(青年)を推奨。2歳未満児には、テレビを背景画像として使うことも含め、映像を全く見せないこととする。

より多く外で遊ぶ子どもの方がより幸せ



子どもの1日の外あそび時間 35年間で30%以上減少



(出典：子どもの健全な成長のための外あそびを推進する会「外あそび環境の整備のための要望書」より)

海外事例②

イギリスの外あそび推進^{*1}

イギリスでは2000年代初頭、ユニセフのレポート『豊かな国における子どもの福祉に関する概要』で、イギリスの子どもの福祉が先進国21カ国中最下位であると発表されたこと等を受け、子どもの成長、あそびの重要性に関する認識が高まりました。2002年には、文化メディアスポーツ省と教育技能省が、子どものあそびに関する初めての総合的調査を実施。さらに、同問題について戦略的かつ省庁横断的にアプローチを行うため、下記の省庁に民間団体を加えた、政策策定グループを結成しました。各省庁の所管のもと、様々なあそびの推奨政策が取られました。



*1 内閣府,2009,「英国の青少年育成施策の推進体制等に関する調査報告書」

保健省

- 肥満防止などを目的とする「全国健全な学校プログラム」において、あそびを含む身体活動を促進
- 国立医療技術評価機構を通じ、就学前の子どものあそびを促進するガイドを作成



超党派「成育議連」の開催

＜提出した団体からの要望＞

- ・公益社団法人日本医師会「異次元の少子化対策に関する要望」
- ・公益社団法人日本歯科医師会「こども政策に関する要望について」
- ・日本看護連盟、公益社団法人日本看護協会「こども政策の充実に向けた要望書」
- ・公益社団法人日本助産師会「政策に関する要望書」
- ・公益社団法人日本栄養士会「『こども政策』に関する要望」
- ・公益社団法人日本小児科学会「令和5年度こども家庭庁設置要求に関する要望書」
- ・公益社団法人日本小児科医会「こども家庭庁に関連する施策に関する提案について」
- ・公益社団法人日本産科婦人科学会「生まれてくるこどものための医療(生後・周産期)に関わる『生命倫理について審議・監理・運営する公的プラットフォーム』設置についての要望
- ・公益社団法人日本産婦人科医会「こども政策に関する要望」
- ・国立研究開発法人国立成育医療研究センター「こども家庭庁発足にあたっての要望書」
- ・一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会「『こども政策』に関する耳鼻咽喉科からの要望」
- ・日本眼科医連盟「『こども家庭庁』創立に向けての要望事項」
- ・一般社団法人日本臨床整形外科学会要望
- ・公益社団法人日本小児保健協会要望
- ・全国病児保育協議会「こども家庭庁開設にあたって病児保育制度の抜本的改革の提案」
- ・こどもまんがが障害児福祉を望む親の会「障害児の所得制限撤廃について」

◀2022年12月5日
成育基本法推進議員連盟の第18回総会を開催。

年度内の閣議決定が予定される「成育医療等基本方針」の改訂について、厚生労働省から現状の報告を受け、超党派議連としても議論しました。

また、前回内閣官房から報告があった「こども家庭庁」設置に向けた準備状況についても、超党派で意見交換を行う貴重な機会となりました。
※完全オンライン



▲2023年2月21日
超党派成育基本法推進議員連盟第19回総会にて関係団体の皆様から要望書を野田聖子会長へ手交していただきました。

超党派成育議連で大臣要望へ



◀加藤勝信
厚生労働大臣へ要望
(2023.3.13)



▲小倉将信
内閣府特命担当大臣へ要望
(2023.3.14)



◀伊藤孝江
文部科学大臣政務官へ要望
(2023.3.14)

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針 改定案反映後の概要	
※下線部は、現行の基本方針からの主な変更箇所	
I 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的方向 <p>1 成育医療等の現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦死亡率や乳幼児死亡率は、世界有数の低率国 ・ 妊産婦：2.5/10万、乳児：1.7/千、幼児：13.8/10万（令和3年） ・ 少子化の進行 出生数：約81万人（令和3年、過去最少） ・ 妊産婦・子どものメンタルヘルス、10代の妊娠、児童虐待等の課題 <p>2 成育医療等の提供に関する施策の推進に向けた基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成育過程にある者の健やかな成育が保障される権利を尊重 ・ <u>子どもの意見を尊重、子どもの最善の利益を優先して考慮</u> ・ 妊娠期から子育て期まで、切れ目ない成育医療等を提供 ・ <u>できる限り早期に正しい診断が可能となる体制を整備</u> ・ <u>科学的知見に基づく適切な成育医療等を提供</u> ・ 成育過程にある者等に対し、年齢に応じた適切な情報提供安心して子どもを生み、育てられる環境を整備 <p>3 関係者の責務及び役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、成育医療等の施策を総合的に策定・実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>こども家庭庁（成育基本法所管）による総合調整</u> ・ <u>施策の実施状況等に関する評価指標を作成</u> ○ 自治体は、地域の特性に応じた施策を策定・実施 ○ 国は、地方公共団体における取組（例：基本方針を踏まえた計画の策定・実施、都道府県内の関係者による協議の場など）を適切に支援 ○ 国、地方公共団体、医療関係者等は、成育基本法に定める基本理念の実現を図るため連携・協力 	II 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項 <p>1 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療</p> <p>(1) 周産期医療等の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周産期医療体制に関する医療計画への記載、関係者の協議 ・ 妊娠・出産・産後のケア、産後ケア事業・妊産婦健診の広域的な調整、流産・死産を経験した方に対する支援等に関する、都道府県内の関係者間の連携 ・ 精神疾患を合併する妊産婦への医療体制確保 ・ 災害や新興感染症のまん延に備えた、継続的な提供体制 ・ 産科区域の特定が望ましい中、医療機関の適切な体制整備 ・ 地域医療構想・医師確保計画を踏まえた、集約・重点化 ・ 医療従事者の勤務環境改善、助産師と医師の連携（助産師活用推進事業、院内助産・助産師外来の推進） <p>(2) 小児医療等の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小児医療体制に関する医療計画への記載、関係者間の協議 ・ かかりつけ医機能普及、救急体制や#8000事業の整備 ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に係る施策と連携、小児在宅医療、小児在宅歯科医療体制充実 ・ 医療従事者の勤務改善、医療機関・薬局の従事者間の連携 ・ 災害や新興感染症のまん延に備えた、継続的な提供体制 ・ 小児科区域の特定が望ましい中、適切な体制整備 <p>(3) その他成育過程にある者に対する専門的医療等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小児・AYA世代のがん患者に必要な医療・相談支援体制に関する、都道府県がん対策推進計画への記載、関係者間の連携 ・ 小児がんや小児慢性特定疾病等に係る小児用医薬品等の開発を推進 ・ 全国の小児医療機関から情報収集等を行い、小児を対象とした医薬品の適正使用等を推進 ・ 小児生活習慣病の予防を推進 ・ 移行期医療、治療法確立に向けた研究等、小児慢性特定疾病等に係る施策を推進

II 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項 <p>2 成育過程にある者等に対する保健</p> <p>(1) 総論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不妊、予期せぬ妊娠等の相談支援、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアの実施を含め、切れ目のない支援体制を構築 ・ 相談支援体制の整備、電話・オンライン相談の推進 ・ 妊娠・出産・産後のケア、産後ケア事業・妊産婦健診の広域調整、流産・死産を経験した方に対する支援等に関する、都道府県内の関係者間の連携 ・ 母子保健情報のデジタル化と活用を推進し、健康管理を充実、母子保健事業の質を向上 <p>(2) 妊産婦等への保健施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者が連携し、バイオサイコソーシャルな悩み等に対する、性や生殖に関する専門的な相談支援等を推進 ・ 妊婦健診における公費負担の推進、出生前検査（NIPT等）や妊婦健診での感染症検査に係る適切な情報発信 ・ 産後のメンタルヘルスにおける多職種連携を推進 ・ 産前・産後サポート事業を推進 ・ 産後ケア事業の全国展開等に向け、広域的な連携支援（都道府県）、体制整備・周知（市町村）を支援 ・ 若年妊婦・特定妊婦、多胎妊産婦への支援 ・ 妊産婦健診の受診勧奨、妊産婦の歯科健診を推進 ・ 妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援体制を整備、相談を通じて知見を収集、医薬品の適正使用等を推進 	<p>(3) 乳幼児期における保健施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先天性代謝異常等への対応（新生児マススクリーニング検査による早期発見、その後の治療・生活指導等）を推進 ・ 母子保健事業（乳幼児健診等）を活用した子育て支援を推進 ・ 乳幼児健診の推進、学童期及び思春期までの切れ目ない健診等の実施体制整備に向けた検討 ・ 関係者が連携し、乳幼児健診等の精度管理や広域的支援を推進 ・ 乳幼児期の難聴に関する総合的な体制整備を推進 ・ 3歳児の視覚検査に屈折検査機器を導入する市町村を支援 ・ 乳幼児・保護者に対する栄養指導や、乳幼児への食育を推進 ・ 乳幼児・保護者に対する、医薬品の適正使用等を推進 ・ 供給体制確保やワクチンの普及啓発等、予防接種を推進 <p>(4) 学童期及び思春期における保健施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康教育や食育を推進、妊娠・出産等に関する正しい知識の普及 ・ 予期せぬ妊娠等により不安を抱える若年妊婦等へのアウトリーチやSNS活用による支援、里親制度・特別養子縁組制度の普及啓発 ・ 子どもの心の診療ネットワーク事業を推進 ・ 保育所・幼稚園における障害のあるこどもの受入体制を整備 ・ 障害のあるこどもの福祉や栄養管理に係る相談支援体制を整備 ・ こどもの性と健康の問題に対応するため、学校医、性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等の連携を推進 <p>(5) 生涯にわたる保健施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性ヘルスケアやがんなどの健康教育、普及啓発を推進 ・ 性と健康の相談センター事業により、プレコンセプションケアを推進、不妊症・不育症に関する情報提供・相談体制を強化 <p>(6) 子育てや子どもを育てる家庭の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産や子育てに悩む父親に対する支援を推進 ・ 児童福祉法等改正法により、子育て世帯への支援体制強化を推進（こども家庭センター、子育て世帯の身近な相談機関） ・ 小児がんの患者や小児慢性特定疾病を抱える児童等が家族や友人等と安心して過ごすことができる環境の整備について検討
--	---

<p>II 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項</p>	
<p>3 教育及び普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発を学校教育段階から推進 「健やか親子21」を基本方針に基づく国民運動として位置付け、子育て当事者・国民全体への普及啓発を促進 	<p>5 調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> こども等の視点も踏まえた調査研究の推進、シンクタンク機能の充実
<p>4 記録の収集等に関する体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> PHR (Personal Health Record)、健康等情報の電子化・標準化を推進、母子保健情報のデジタル化と利活用による健康管理の充実や母子保健事業の質向上 予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とした Child Death Review (CDR) について、体制整備に向け検討 ICTの活用による各種施策の推進 母子保健事業におけるオンライン化・デジタル化等に関する、システム等の導入・運用を推進 	<p>6 災害時等における支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に必要な物資の備蓄・活用を推進 災害時小児周産期リエゾンの養成、災害時の患者搬送等を円滑に行う体制の構築 災害・新興感染症まん延時も母子保健事業を継続できるよう、オンライン化・デジタル化等を引き続き推進 新興感染症患者を受け入れる周産期・小児医療機関の設定等について、状況把握・検証、必要な検討を実施
<p>7 成育医療等の提供に関する推進体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> 優良事例の横展開、調査研究の推進等 	
<p>III その他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、成育医療等の施策について客観的に検証・評価し、必要な取組について検討 今回の基本方針は、令和5～10年度の6年程度を1つの目安として策定 	

47

ご静聴ありがとうございました



▲2022年9月22日
第1回「こどもまんなかフォーラム」



ニッポン放送 毎週日曜 6:04~6:13 放送



48

48